報告第２８号

各種事務事業の取扱い（保健衛生事業）の報告について

各種事務事業の取扱い（保健衛生事業）について、下記のとおり報告します。

平成１５年１２月４日　提　出

修善寺町外３町合併協議会
会　長　　大　城　伸　彦

２３－８
各種事務事業の取扱い（保健衛生事業）の報告について

報告事項及び調整結果［※］

(3) 母子保健事業については、地域性を考慮し、合併時までに調整する。
※母子保健事業については、地域性を考慮し、合併時に、次のとおり実施する。
ア　マタニティスクールは、修善寺町の例により統一する。
イ　集団検診（1歳半、3歳）は、毎月１回本所において実施する。ただし、土肥においては地域性を考慮し支所にて実施する。
ウ　個別健診（妊婦一般、乳児一般）は、土肥町の例により統一する。

(4) 健康づくり推進事業は、合併時までに調整し、実施する。ただし、温泉活用事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
ア　健康づくり推進協議会
※健康づくり推進協議会は、天城湯ケ島町の例により新市において設置する。

イ　保健委員
※保健委員は、土肥町の例により設置する。

(5) 次の事務事業については、合併時までに調整し、実施する。

ア 献血

※献血は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

イ 生活習慣病予防事業

※生活習慣病予防事業は、合併時に、次のとおり実施する。

A) 成人の予防教室は、各支所で実施する。

B) 個別健康教育は、医療機関に委託し実施する。

ウ 健康福祉まつり

※健康福祉まつりは、合併時に、他のイベントとの共催で実施する。

エ 各種健(検)診事業

※各種健(検)診事業は、合併時に、次のとおり実施する。

A) 幼児健診結果事後教室は、修善寺町の例により統一する。

B) 成人歯科健診は、20 歳以上の希望者とし、個別方式とする。

C) 乳幼児歯科健康診査は、毎月１回、1 箇所にて実施。ただし、土肥については、地域性を考慮し実施する。

D) 個別健診（ＨＢＳ抗原検査）は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

E) 各種ガン検診の対象者は、修善寺町の例とし、次のとおり実施する。

イ) 胃がん・大腸がん・肺がん検診は、検診車が各地区を巡回する。

ロ) 子宮がん・乳がん検診は、個別と集団検診の併用で実施する。

ハ) 前立腺がん健診は、基本検診時に実施する。

F) 老人保健事業基本健康診査は、修善寺町の例により、各支所にて実施する。

G) 在宅寝たきり者訪問歯科診査事業は、修善寺町の例により統一する。

オ 各種相談（健康・栄養・育児）

※各種相談（健康・栄養・育児）は、合併時に、次のとおり実施する。

A) 個別健康相談及び教育は、医療機関に委託し実施する。対象者は 40～65 歳の者とする。

B) 育児相談は、事業内容により月 1 回、本所または各支所に於いて実施する。

C) 成人・高齢者の栄養学級・ヘルスアップ教室・健康講座等は、修善寺町の例により統一する。

D) 母子を対象とする妊婦教室・離乳食教室・栄養教室・食育ノススメ事業は、修善寺町の例により統一する。

E) 歯科相談は、修善寺町の例により統一する。

カ 歯科事業

※歯科事業は、合併時に、次のとおり実施する。

A) 訪問口腔ケア事業は、修善寺町の例により統一する。

B) 歯科教室は、修善寺町の例により統一する。

C) フッ素事業は、天城湯ケ島町の例により統一する。

D) 歯科表彰は、中伊豆町の例により統一する。